

Title	〔最高裁判事例研究一三〇〕 動産の割賦払約款付売買契約において代金完済に至るまで所有権を留保した売主又は右売主から目的物を買った者と第三者異議の訴 (最高裁昭和四九年七月一八日第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	伊東, 乾(Ito, Susumu) 三上, 威彦(Mikami, Takehiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.12 (1975. 12) ,p.80- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19751215-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

のであつてはならない。しかもこの判決は、それとは反対に施設管理権の絶対性をきわめて単純に認め前述(1)のビラ貼付も違法であるという誤謬を犯している。また判旨は、団結権や争議権と施設管理権との調和をビラ貼付行為の類型のなかに求めずいわば情緒的労働基本権の見方を基礎として論理構成している点に反対である。

- (1) 小郡駅事件、最高裁第三小法廷、昭和三九・一一・二四判決。
この事件においては、六四枚のビラを板壁や腰板、ガラス窓などに貼付した事件で、内容や貼り方などに特別問題はなかつた。
- (2) 東海電気通信局事件、最高裁第三小法廷、昭和四一・六・二〇判決。
この事件は、要求事項を記載したビラを、庁舎の壁、シャッターなどに三回にわたり約三〇〇枚貼付した事件である。
- (3) 金沢タクシー事件、最高裁第一小法廷、昭和四三・一・一八判決。
- (4) 平和タクシー事件、最高裁第三小法廷、昭和四六・三・二三判決。
- (5) 東邦製鋼ビラ貼り事件、最高裁第三小法廷、昭和四七・三・二八判決。

〔最高裁民訴事例研究 一三〇〕

昭和四九⁵ (最高民集二八卷)
(五号七四三頁)

動産の割賦払約款付売買契約において代金完済に至るまで所有権を留保した売主又は右売主から目的物を買受けた者と第三者異議の訴

第三者異議事件 (昭和四九・七・一八第一小法廷判決)

決。

- (6) 全硝労石塚硝子事件、最高裁第二小法廷、昭和四九・三・八判決。
- (7) 東邦製鋼事件、名古屋高裁、昭和四六・五・六判決。
- (8) 工業調査会ビラ貼り事件、最高裁第三小法廷、昭和四七・六・六判決。
- (9) 東京郵政局就業規則事件、東京地裁、昭和四六・三・一八判決。
- (10) G. Spyropoulos, La Liberté Syndicale, 1964, p. 342.
- (11) 旭化成延岡工場事件、宮崎地延岡支部、昭和二三・一一・三〇決定。
電気化学青海工場事件、新潟地裁、昭和二四・九・三〇判決。ラサ工業事件、盛岡地裁、昭和三二・三・五判決。みずず豆腐事件、長野地裁、昭和四二・三・二八判決。
- (12) 竹下英男「ビラ貼りの法的評価と損害賠償」ジュリスト五九五号、四三頁以下参照。横井芳弘「ビラ貼りと損害賠償請求」労働判例二二三号一四頁以下参照。

阿久沢 龜夫

訴外Aは昭和四二・一・二二にその所有にかかる本件土運船を含む二隻の土運船を代金二七三〇万円で購入した。代金支払の方法として、契約と同時に二〇〇万円支払い残代金は四四・九・二五までに二五回に分割して支払い、右代金完済に至るまで土運船の所有権はAに留保し、代金完済のときBに移転することとし、その間Aは右土運船をBに無償で利用させる旨の契約が締結された。しかしBは三一八万五〇〇

○円の未払代金を残したまま四・七・一九大阪地方裁判所に和議開始の申立をしたので、Aは特約に基づき同月二三日契約を解除してBから土運船二隻の返還を受けたうえ、同月三十一日これを訴外Cに代金三三〇万円で売り渡し、同年九月一三日CはX（原告・被控訴人・被上告人）に売却した。

一方、Y（被告・控訴人・上告人）が四五・三・二にBに対する債権額六〇数万円の債務名義に基づき本件土運船を差押えたので、Xはこれに対し自己の所有権に基づき第三者異議の訴を提起した。

第一審は、Aの契約解除の有効性を認めXが正当に所有権を取得している事実を認めてX勝訴。これに対しYは控訴し、AB間の解除条項は過酷な条件であるから契約解除は無効である旨追加して争つたが、原審もまた第一審を支持して控訴を棄却した。よつてYは上告し、AB間における所有権留保は担保の趣旨でありXはAの地位を承継しているに過ぎないから、AのBに対する未払代金債権の限度で優先弁済を主張し、その満足を受ければ足りると主張した。

それに対し判旨は次のように述べて上告を棄却した。即ち「動産の割賦払約款付売買契約において、代金完済に至るまで目的物の所有権が売主に留保され、買主に対する所有権の移転は右代金完済を停止条件とする旨の合意がなされているときは、代金完済に至るまでの間に買主の債権者が目的物に対して強制執行に及んだとしても、売主あるいは右売主から目的物を買ひ受けた第三者は、所有権に基づいて第三者異議の訴を提起し、その執行の排除を求めることができる」と解するのが相当である」と。

判旨の結論には賛成する。

一 所有権留保売買契約の目的物を買主の債権者が差押えた場

判例研究

合、所有権留保売主はその留保した所有権に基づき第三者異議の訴により執行を全面的に排除し得るか、あるいは、残債権についての優先弁済の主張ができるだけか否かはひとつの問題ではあるが、本判例は、その問題に関する最初のものであらう⁽²⁾。

二 所有権留保の法的性質についての学説は大きくふたつに分けることができる。第一は、代金の完済を停止条件とする所有権留保であると解す（以下伝統説と呼ぶ）。これによれば、留保売主は代金完済までは所有権者なのであるから、買主の一般債権者の強制執行に對しては第三者異議の訴を提起することができ、買主破産の時は取戻権が行使できるとする⁽³⁾。

第二は、所有権留保の売買代金債権の担保という機能を直視し、効力も担保目的の範囲に制限しようとするものである⁽⁴⁾。これも構成によつて二個に分けられる。その一は、売主に帰属するのは残代金債権を被担保債権とする一種の担保権であるとし、所有権留保の現実的關係じたいが、ひとたび所有権を買主に移して直後に逆方向へ譲渡担保に入れたと同様、ないしは二段の手段を省略したのと同じであると⁽⁵⁾。そして買主には、所有権からその担保物権を差引いた残りの物権的地位が帰属することになる。この説によれば、その担保権により優先弁済を受ければ十分なのであるから、原則として第三者異議の訴を認める必要はないが、競売手続では完全な満足が得られない場合のみ第三者異議の訴を許す。又、契約解除の実質を所有権留保という担保権実行の意思表示と捉え、清算金を売主が提供するまでは、買主は残代金を支払い完全な所有権を得られると解

(6) 以下この説を譲渡担保説と仮称しておく。その二は竹下教授の説である。教授によれば、買主は、「残代金債務の履行という条件の成就によつて目的物の所有権を取得しようとの地位を有する」であり、民法二二八条がこのような期待に対して一般的保護を与えていることと、又、この場合の条件とは、代金完済という随意条件であることを理由としてその物権的性質を承認される。しかし他面では、留保売主が目的物を任意の方法によつて換価しようというところが取引慣習上の担保制度としての所有権留保の眼目であるときとされ、売主の任意換価権を承認されている。(8) この説によると売主の換価権を確保するために第三者異議の訴を認めることになるうか。(9)

三 以上学説を概観したが、以下では本件事例が各々の説によつて如何なる結論になるかを考察する。

まず伝統説による場合には、代金完済までは所有権はAのもとにあるから、Yの差押えに対してAは自己の所有権に基づき第三者異議の訴が起こせるのも当然といえよう。本判決もこの立場である。ただ、判旨が「売主あるいは右売主から目的物を買ひ受けた第三者は……」という表現を使つているのは、本件の場合XはAの地位をそのまま承継したと解したものであろう。この説ならばAB間の契約解除の有無を問わずにXに第三者異議の訴が認められるので、第一審・第二審でのYの主張を封じる意味で判旨が採用したのであろう。

次に譲渡担保説によると、契約の解除は、実質は所有権留保という一種の担保権実行の意思表示なのであるから、その解除後になされた

れた第三者(C)への譲渡は清算の爲の処分と見ることができよう。又、清算未了であつても、目的物はAに返還されたのだから、Bの所有権取得期待権は消滅したといわねばならず、Xによる第三者異議の訴を認容することが可能である。(10) Yはつまるところ、AB間の契約解除の無効を主張し、かつ譲渡担保説を援用してXの請求を排斥しようとするものであるが、仮に、解除が無効でかつXに優先弁済のみしか認めないとしてもYには何の実益もないであらう。何故ならば、BはAに対し残代金三一八万五〇〇〇円の債務を負つており、YはBに対し六〇数万円の債権を持つてるのであるが、それに対し差押えられているのは土運船一隻でありその価格は一六五万円にすぎない。(11) よつて、この場合民法五七八条によつて競売は不可能と思われるからである。(12) 更に、AB間の解除が無効であつたとしても、C及びXは本件土運船についての即時取得の要件を備えていることより、やはり、Xは所有権者として第三者異議の訴を提起できると考えられるであらう。即時取得については、Xが第一審以来主張してきたことであり、判旨はむしろこの点こそを審理すべきではなかつたかと思われる。(13) しかしいずれにしても、以上の考察によつて、譲渡担保説によつてもXの第三者異議の訴は否定されないという結論が導かれるのである。

竹下説によると、留保売主(A)の任意換価権が承認されることより、AがCに本件土運船を譲渡したこともAの任意換価権の一内容と見られるであらう。そうだとするならば、Xは、正当に所有権を取得したCより本件土運船を買ひ受けたことより、完全な所有権者

なのであり、Xの第三者異議の訴は正当に認められるであろう。故にこの説によつてもYは敗訴を免れ得ないのである。

以上主として、留保売主(A、又Xをも含む)の立場から検討したわけであるが、ここでは、留保買主の一般債権者(Y)の立場からその救済の道を考えてみる。その際、まず第一に考えられることは、Aが清算する前ならば、Yはその清算金支払請求権を差押えることである。本件の場合、BのAに対する残債務が三十八万五〇〇〇円だからAはこの限度で満足を受ければ十分なのであり、それ以上の利得をするわけではない。しかるに、Aは、解除によつてBから返還された二隻の土運船をCに三三〇万円で売り渡していることより、差額の一萬五〇〇〇円はBに清算金として支払わなければならないのである。故にYは、Bのこの清算金支払請求権を差押えることにより満足を得るべきであろう。そしてその際の執行は、民法五九四条以下の債権執行の方法によるべきである。第二には、Yが残代金をAに弁済して(民法四七四条二項)留保されていた所有権をBに取得させて、Aからの第三者異議の訴を封じておいて改めてその目的物に強制執行をかけることも可能であろう。(14)もつとも本件では、いわゆる契約解除後A↓C↓Xと土運船が譲渡されているからYのこのような弁済権は認められるべきではない。ただし、Aとしては売買代金(残代金)さえ得ればそれで十分なのに対し、Xは自らが使用することに大きな利益を持っているからである。(15)第三に考えられるのは、YがBの所有権取得期待権を差押えることである。これが認められれば、期待権を換価することによつて何らかの満足

を得ることができよう。その執行の方法については諸説が対立しているが(16)しかし、現実の問題としては、目的物じたいの占有を動かさずに所有権取得期待権だけを換価しようというのは、明らかに無理であろう。(17)

かように考えてくると、Yに対しては第一の清算金支払請求権の差押えのみが有効な保護手段と考えられる。よつて、Yにこのような正当な手続が残されている以上これによつて満足を得べきであり、自らには何の益もないのにXの第三者異議の訴を否定することは許されない。それに、本来ならYは本件土運船を差押える立場にはなかつたのに、それがたまたま本件土運船の再入手(18)ということにより差押えが可能になつたに過ぎない。よつてその意味からもYの主張を認める根拠は薄いのである。

四 以上のように考えてくると、本件ではXの第三者異議の訴を認めざるを得ないのであり、判旨の結論には賛成できる。(19)しかし、理由づけとしては、三でも述べたように第一審・第二審が述べているAB間の契約解除の点を論じるべきであつたし、又、Xの所有権の有無を直接論じるべきだつたように思える。

(1) 差押えは一般動産執行の方法によつたものらしく、その前提としてのBの占有について第一審判決理由は、本件土運船はXの使用中に何者かに盗まれてBの占有に帰した旨を述べている。

(2) 中野「強制執行法判例雑考(四)民商六七卷六号一〇三頁参照。松本・本件評釈・昭和四九年度重要判例解説一二二頁。

(3) 我妻・債権各論中一〔四七四〕。中野「強制執行・破産の研究二二頁、一一五頁以下参照。

- (4) 幾代「割賦売買」契約法大系Ⅱ二九四頁。川井・担保物権二五四頁。柚木Ⅱ高木・担保物権六一二頁以下。
- (5) 幾代・前掲二九四頁。
- (6) 柚木Ⅱ高木・前掲六一六頁参照。
- (7) 竹下「所有権留保と破産・会社更生(上)」法曹時報二五卷二号二〇七頁、二〇八頁。
- (8) 竹下・前掲二二五頁。
- (9) 竹下教授はこの点何も言及されていない。なお松本・前掲二二二頁参照。
- (10) 東条・本件評釈・金融法務七三八号二五頁参照。
- (11) AはCに二隻で三三〇万円で売り渡している。
- (12) 同旨、稲村・本件評釈・判タ三一五号一二七頁。
- (13) 伊藤・本件評釈・愛知学院大学論叢法字研究一八卷一号一二五頁参照。
- (14) 中野・研究二二一頁。
- (15) 松本・前掲二二三頁は、「留保売主の第三者異議権を認めることは、買主の一般債権者に酷ではないであろう。差押債権者は留保売主の第三者異議に対し買主の残代金債務を弁済し、買主の停止条件付所有権を完全な所有権に高めて執行を続行することができる」とされるが、本件のような場合この議論をそのまま持つてくることはできない。
- (16) 中野・研究二〇四頁以下。
- (17) 中野・研究二二一頁以下。
- (18) 註(1)参照。稲村・前掲二二八頁参照。
- (19) 筆者が見た限りでは判旨に反対する評釈はなかった。松本・前掲。稲村・前掲。伊藤・前掲。東条・前掲。なお、強制執行法案要綱案(第二次試案)第一九〇・二項は、弁済請求と第三者異議との両方の可能性を示唆している。